

とやまけん けんり かんするじょうれい かしょう そあん
富山県こどもの権利に関する条例 (仮称) 素案について
【やさしい版】

1 條例ってなに？

- ・県や市町村が作る、その地域のルールです。
- ・富山県こどもの権利に関する条例 (仮称) は富山県が作るルールです。

2 何のために条例を作るの？ (目的)

- ・すべての子どもがウェルビーイング (幸福な状態) で成長できる子どもまんなか社会の実現のためです。



3 こどもの権利ってなに？

- ・子どもがウェルビーイングで成長するために大切なことです。
- ・これまでたくさんのかどもたちから意見を聞いて次の8つにまとめました。



①心も身体も健康でいられること。

②かけがえのない存在として周りの人に温かく見守られ、支えられること。

③遊び、学び、スポーツ及び文化芸術活動などさまざまな体験

ができること。

④希望と意欲に応じて好きなことや夢に向かって挑戦できる

こと。

⑤自分の権利や社会に関する正しい知識に基づき将来を自ら

選択できること。

⑥自分の意見を持つためにさまざまな支援を受けることができ、

その意見を表明し、社会に参画できること。

⑦不安や悩みを解決したり乗り越えたりするために助言や支援

が受けられること。

⑧安全で安心して過ごすことができる居場所をもつことができ

ること。

4 役割

・県は、こどもを支援するための施策を作り、

実行します。



・保護者は、こどもを見守り支えます。

・子どもの学びや育ちに関係する者（学校の先生など）は、こど

もの居場所における安全を確保するとともに、こどもが安心

して学び育つことができる環境づくりに努めます。

- 事業者（会社）は、働いている人が子どもに接する時間を十分に接することを確保するため、職場と家庭の両立ができるよう環境整備に努めます。
- 県民は、子どもの支援のための施策について関心を深めるとともに、県及び市町村が実施する子どもの支援のための施策に協力するよう努めます。

5 子どもの権利を守るための施策

- 大人も子どもこの条例の内容を理解してもらえるよう努めます。
- 子どもが安全で安心して過ごすことができる居場所づくりをすすめ、子どもの希望や意欲に応じて様々な体験活動に接する機会を得ることができるよう支援します。
- 子どもの健やかな成長に対する支援は、その心身の発達の過程に応じて切れ目なく行われるよう、相互に連携協力をして取り組みます。



・相談支援体制の充実を図り、きめ細かな支援に取り組みます。

・県の計画や施策の策定又は実施に当たっては、その目的等に

応じて、こども等の意見を聴きます。

・こどもの視点に立って分かりやすい情報を提供するとともに、

こどもが理解を深められるよう学ぶ機会の提供に努めます。

・こどもの年齢や発達の程度に応じた意見をいいやすい環境づ

くりに努めます。



6 こども支援委員会

・こどもの悩みの解決に向けた支援を行なう

機関として、富山県こども支援委員会を

設置します。

・こどもをはじめ関係者の話を丁寧に聴いて



解決に向けて動きます。

・こども支援委員会は、県の普及啓発活動に助言します。